

議案第53号

みよし市都市公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和5年9月11日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、適格請求書等保存方式の開始に伴い必要があるからである。

## みよし市都市公園条例の一部を改正する条例

みよし市都市公園条例(昭和59年三好町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 別表第2に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

第11条第1項を次のように改める。

次の各号に掲げる許可を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 第4条第3項の許可 別表第3から別表第6まで及び別表第8に定める額
- (2) 法第5条第1項の許可(公園施設(公募の方法により公園施設を設ける場合を除く。)を設ける場合に限る。)又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額。ただし、当該許可の期間が1月未満の場合は、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額
- (3) 法第5条第1項の許可(公募の方法により公園施設を設ける場合に限る。) 別表第7に定める額の範囲内において市長が定める額
- (4) 法第5条第1項の許可(公園施設を管理する場合に限る。)又は第3条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額に100分の110を乗じて得た額

### 附 則

この条例は、令和5年10月1日から施行する。

みよし市都市公園条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(有料公園施設)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p><u>3 別表第2に掲げる有料公園施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。</u></p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>次の各号に掲げる許可を受けた者は、当該各号に掲げる許可の区分に応じ、当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>第4条第3項の許可 別表第3から別表第6まで及び別表第8に定める額</u></p> <p>(2) <u>法第5条第1項の許可(公園施設(公募の方法により公園施設を設ける場合を除く。)を設ける場合に限る。)</u>  <u>又は法第6条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額。ただし、当該許可の期間が1月未満の場合は、同表に定める額に100分の110を乗じて得た額</u></p> <p>(3) <u>法第5条第1項の許可(公募の方法により公園施設を設ける場合に限る。)</u> <u>別表第7に定める額の範囲内において市長が定める額</u></p> <p>(4) <u>法第5条第1項の許可(公園施設を管理する場合に限る。)</u> <u>又は第3条第1項若しくは第3項の許可 別表第7に定める額に100分の110を乗じて得た額</u></p> <p>2 略</p>	<p>(有料公園施設)</p> <p>第4条 1及び2 略</p> <p>(使用料)</p> <p>第11条 <u>法第5条第1項、法第6条第1項、同条第3項、第3条第1項若しくは同条第3項の許可を受けた者又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表第3から別表第8までに掲げる額の範囲内において市長が定める額の使用料を納入しなければならない。</u></p> <p>2 略</p>